

意向確認書や公金受取口座登録不同意申出書に関するQ&A

お問い合わせ	回答																
Q1 年金振込口座を公金受取口座に登録することについて同意するかどうかを確認するために意向確認書が送付されると聞きました。自分には意向確認書が送付されますか。	A1 原則として、令和8年4月15日時点において65歳以上(昭和36年4月16日以前生まれの方)で年金を受給している方のうち、公金受取口座の登録を行っていない方に対し、意向確認書を送付します。ただし、国外にお住いの場合や年金を全額支給停止している場合など、対象外となる場合があります。 意向確認書の送付対象者について、詳細を確認したい場合は、日本年金機構ホームページをご覧ください か意向確認書照会専用フリーダイヤル(0120-74-0011)にお問い合わせください。																
Q2 「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」という書類が届きましたが、これはどのような書類でしょうか。	A2 年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意するか、お客様のご意向を確認するための書類です。 意向確認書に記載された年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意する場合は手続き不要です。登録に同意しない場合は、意向確認書下部の不同意申出書を切り取り、目隠しシールを貼付し、差出人欄を記入したうえで、記載された返送期限(目安)までにご返送ください。																
Q3 意向確認書に記載されている年金振込口座は、いつ時点の口座ですか。	A3 意向確認書に記載されている口座は、令和8年4月15日に年金をお受け取りになった口座です。 そのため、年金受取口座の変更を行っている場合は、現在の年金受取口座と異なる口座が記載されます。 意向確認書に記載の口座を公金受取口座に登録したくない場合は、意向確認書に記載の返送期限(目安)までに不同意申出書を返送してください。なお、現在の年金受取口座を公金受取口座に登録したい場合は、ご自身でマイナポータルや金融機関で登録手続きを行ってください。																
Q4 意向確認書に記載の口座とは別の口座を公金受取口座に登録したい場合、どうすればよいですか。	A4 意向確認書に記載の年金振込口座とは別の口座を公金受取口座に登録したい場合は、意向確認書に記載の返送期限(目安)までに不同意申出書を返送いただき、ご自身でマイナポータルや金融機関で別の口座の登録手続きを行ってください。 なお、不同意申出書が期限内に返送されない場合は、意向確認書に記載の年金振込口座が登録されますが、別途、マイナポータルや金融機関で公金受取口座の変更手続きを行うことが可能です。																
Q5 意向確認書はいつ送られてきますか。	A5 意向確認書は、対象となる方の生年月日順に令和8年8月から令和9年2月にかけて順次お送りします。送付時期は以下のとおりです。 <table><tr><th>生年月日</th><th>送付時期</th></tr><tr><td>昭和36年4月から昭和30年10月まで</td><td>令和8年8月頃</td></tr><tr><td>昭和30年9月から昭和25年3月まで</td><td>令和8年9月頃</td></tr><tr><td>昭和25年2月から昭和21年7月まで</td><td>令和8年10月頃</td></tr><tr><td>昭和21年6月から昭和16年3月まで</td><td>令和8年11月頃</td></tr><tr><td>昭和16年2月から昭和13年2月まで</td><td>令和8年12月頃</td></tr><tr><td>昭和13年1月から昭和6年4月まで</td><td>令和9年1月頃</td></tr><tr><td>昭和6年3月以前</td><td>令和9年2月頃</td></tr></table>	生年月日	送付時期	昭和36年4月から昭和30年10月まで	令和8年8月頃	昭和30年9月から昭和25年3月まで	令和8年9月頃	昭和25年2月から昭和21年7月まで	令和8年10月頃	昭和21年6月から昭和16年3月まで	令和8年11月頃	昭和16年2月から昭和13年2月まで	令和8年12月頃	昭和13年1月から昭和6年4月まで	令和9年1月頃	昭和6年3月以前	令和9年2月頃
生年月日	送付時期																
昭和36年4月から昭和30年10月まで	令和8年8月頃																
昭和30年9月から昭和25年3月まで	令和8年9月頃																
昭和25年2月から昭和21年7月まで	令和8年10月頃																
昭和21年6月から昭和16年3月まで	令和8年11月頃																
昭和16年2月から昭和13年2月まで	令和8年12月頃																
昭和13年1月から昭和6年4月まで	令和9年1月頃																
昭和6年3月以前	令和9年2月頃																

お問い合わせ内容	回答
Q6 複数の年金を受け取っている場合、意向確認書も複数送られますか。	A6 老齢年金と遺族年金など複数の年金を受け取っている場合であっても、意向確認書の送付は1回のみです。
Q7 公金受取口座に登録したくありません。不同意申出書は、いつまでに返送すれば良いですか。	A7 意向確認書を受け取ってから45日以内にご返送ください。 なお、意向確認書に記載された返送期限の日付は、あくまでも目安となることから、記載された日付を超過して返送した場合でも、不同意として受付が可能な場合があります。 返送期限の詳細を確認したい場合は、意向確認書の右上に記載されている「照会番号」をご準備いただき、意向確認書照会専用フリーダイヤル(0120-74-0011)にお問い合わせください。
Q8 公金受取口座に登録したくありません。不同意申出書の返送方法について、教えてください。	A8 意向確認書下部の不同意申出書を切り取り、目隠しシールを貼付して、差出人欄を記入したうえで、ポストに投函してください。所定の不同意申出書をご返送いただく際、切手は不要です。
Q9 公金受取口座に登録したくありません。意向確認書を送らないでください。	A9 意向確認書は対象の方に等しくお送りしており、個別の送付抑止の申出は承っておりません。 お手数ですが、意向確認書が届きましたら、45日以内に不同意申出書をご返送いただくようお願いいたします。
Q10 公金受取口座に登録したくありません。事前に不同意申出書を提出することはできますか。	A10 不同意申出書について、事前の受付は行っておりません。 お手数ですが、意向確認書が届きましたら、45日以内に不同意申出書をご返送いただくようお願いいたします。
Q11 不同意申出書が返送期限までに届いているか、確認することはできますか。	A11 不同意申出書の受付状況を確認したい場合は、意向確認書の右上に記載されている「照会番号」をご準備いただき、意向確認書照会専用フリーダイヤル(0120-74-0011)にお問い合わせください。
Q12 本人による回答が難しい場合、どうすればよいですか。	A12 本人による回答が困難である場合は、本人の意思を確認したうえで、後見人や家族が代理で回答することも可能です。 なお、代理で提出する場合であっても、原則、不同意申出書の差出人欄については対象者本人の氏名を記入してください。

お問い合わせ内容	回答
Q13 公金受取口座として登録された場合、お知らせは送られてきますか。	A13 意向確認書を受け取ってから、3～4か月後に公金受取口座に関する登録結果通知がデジタル庁より送付されます。なお、マイナポータルを開設している方については、マイナポータル上で通知されます。
Q14 公金受取口座への登録に同意した場合、日本年金機構からデジタル庁にどのような情報が提供されますか。	A14 公金受取口座への登録に同意した場合、年金振込口座に関する情報(金融機関・支店名・預貯金種別・口座番号・口座名義人氏名)及び氏名、住所や個人番号等の情報をデジタル庁へ提供します。 公金受取口座の登録に同意したことにより、年金受給額や口座残高などの情報をデジタル庁が取得することはありません。
Q15 不同意申出書を返送したのに、デジタル庁から公金受取口座の登録完了通知がきたのはなぜですか。	A15 不同意申出書は、原則として意向確認書を受け取ってから45日以内に返送する必要があります。返送期限までに不同意申出書の返送がなかった場合は、登録に同意したものとして、順次、デジタル庁へ口座情報を提供しています。 公金受取口座の抹消手続きを希望する場合は、ご自身でマイナポータルや金融機関で抹消手続きを行ってください。 抹消手続きについて不明な点がある場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178:音声ガイダンス6番)へお問い合わせください。
Q16 意向確認書を受け取らなかった場合でも、公金受取口座として登録されてしまいますか。	A16 意向確認書は簡易書留郵便でお送りするため、対面でお受け取りいただく必要があります。ご不在等の理由により意向確認書を受け取られていない場合、公金受取口座の登録は行われません。
Q17 意向確認書を紛失しました。再発行はできますか。	A17 意向確認書の再発行は行っておりません。 公金受取口座として登録を希望しない場合は、任意の様式で申出可能な場合がありますので、意向確認書照会専用フリーダイヤル(0120-74-0011)にお問い合わせください。
Q18 意向確認書に関する相談や不同意申出書の受付は、年金事務所、ねんきんダイヤル、市区町村でも対応していますか。	A18 年金事務所(年金相談センター含む)、ねんきんダイヤル及び市区町村での対応は行っておりません。 ご不明な点等ございましたら、意向確認書照会専用フリーダイヤル(0120-74-0011)にお問い合わせください。 また、不同意申出書の受付も、年金事務所や市区町村の窓口では行っておりません。ご注意ください。